

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社山善		コード	8051
提出日	2020/5/27	異動（予定）日	2020/6/25	
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外取締役の選任議案が付議されるため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	井関 博文	社外取締役	○						△									有
2	鈴木 敦子	社外取締役	○										△				新任	有
3	加藤 幸江	社外取締役	○										○					有
4	津田 佳典	社外取締役	○													○		有
5																		

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	井関博文氏は、2015年3月までOKK株式会社の代表取締役社長を、2016年6月まで同社取締役会長を歴任されました。当社と同社との間には、工作機械の仕入取引があり、その取引額は直近事業年度における当社連結売上高の1%未満であります。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。	井関博文氏は、これまで他社の代表取締役社長を歴任されるなど、企業経営者としての高い見識と豊富な経験を有しております。当社の経営全般に対しの確かな助言をしていただくことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化、また、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断しております。
2	鈴木敦子氏は、2014年12月までパナソニック株式会社の業務執行者でありました。当社と同社との間には、仕入・売上取引があり、その取引額は直近事業年度における当社連結売上高の2%未満であります。また、同氏は株式会社あさひの社外取締役を兼任しておりますが、当社と同社との間で特別な利害関係はありません。また、当社は同氏との間で2019年12月16日から2020年6月24日までの期間において、SDGs・ISO・女性活躍推進などの分野でのアドバイスを頂くため、アドバイザー契約を締結しておりますが、当社が同氏に支払う顧問料は2百万円未満であります。同氏が選任された場合には、当該契約は継続いたしません。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。	鈴木敦子氏は、これまで他社においてダイバーシティの推進やCSR方針の策定及びESG戦略の推進を経験されるなど、企業の社会性を高める戦略的CSR/ESGを構築するための幅広い見識と豊富な経験を有しております。業務執行を行う経営陣から独立した立場で取締役会において積極的にご発言いただくことにより、CSR活動を企業経営に結びつけ、当社グループのコーポレート・ガバナンスの一層の強化が期待できると判断しております。
3	加藤幸江氏は、当社が業務を委嘱する弁護士法人中央総合法律事務所所属しており、同氏以外の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイスを受けておりますが、当社が同法人に支払う年間顧問料は10百万円未満であります。なお同氏は、ダイドグループホールディングス株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と同社との間で特別な利害関係はありません。そのため、一般株主と利益相反の生じるおそれはないと判断しております。	加藤幸江氏は、弁護士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外取締役・社外監査役としての豊富な経験を有しており、社外取締役（監査等委員）として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しております。
4	該当事項はありません。なお、津田佳典氏は第一稀元素化学工業株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と同社との間で特別な利害関係はありません。	津田佳典氏は、公認会計士として培われた専門的な知識及び職業倫理、他社の社外監査役としての豊富な経験を有しており、社外取締役（監査等委員）として客観的・中立的立場から、取締役会における議案の審議等につき、有益な助言や適切な監査・監督を行っていただけるものと判断しております。
5		

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f.、g.及びh.のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。